

## (6) 資本金別法人数に関する調

区分 資本金別	分割法人							県内法人			合計			その他			
	利益法人			欠損法人			小計 +	利益法人	欠損法人	小計 +	利益法人 +	欠損法人 +	小計 +	不申告 法人	休業中 の法人	清算中 の法人	所在不明 法人
	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計											
300万円未満	1	0	1	7	0	7	8	141	458	599	142	465	607	77	38	42	0
300万円以上 1,000万円未満	15	10	25	44	2	46	71	1,508	5,864	7,372	1,533	5,910	7,443	469	231	337	17
1,000万円	49	22	71	49	17	66	137	1,145	3,539	4,684	1,216	3,605	4,821	194	105	211	1
1,000万円超 5,000万円未満	72	37	109	60	20	80	189	704	1,294	1,998	813	1,374	2,187	64	39	97	0
5,000万円以上 1億円未満	21	23	44	26	23	49	93	111	137	248	155	186	341	6	4	12	0
1億円	1	2	3	3	4	7	10	10	14	24	13	21	34	0	0	0	0
1億円超 10億円未満	3	14	17	13	10	23	40	23	22	45	40	45	85	1	2	1	1
10億円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10億円超 50億円未満	1	7	8	0	7	7	15	1	4	5	9	11	20	0	0	0	0
50億円	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
50億円超 100億円未満	0	1	1	0	1	1	2	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0
100億円以上	0	1	1	0	2	2	3	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0
<b>合 計</b>	<b>163</b>	<b>117</b>	<b>280</b>	<b>202</b>	<b>87</b>	<b>289</b>	<b>569</b>	<b>3,643</b>	<b>11,332</b>	<b>14,975</b>	<b>3,923</b>	<b>11,621</b>	<b>15,544</b>	<b>811</b>	<b>419</b>	<b>700</b>	<b>19</b>

(注) 1 この調は、平成22年2月1日から平成23年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、当該事業年度までに申告納付期限の到来した普通法人(収入金額課税の法人を除く。)について確定申告の段階で作成した。

2 上期または下期のいずれかに利益がある場合には利益法人とし、上期および下期ともに欠損の場合には欠損法人とした。

なお、不申告法人か否かについても、上期または下期のいずれかに申告があれば不申告法人とはせず、上期および下期ともに不申告である場合に不申告法人とした。

不申告法人について、上期または下期のいずれか、または上期および下期とも決定があったときは、不申告の欄に記載していない。